

一般取扱所・屋内貯蔵所における電気設備の規定について

危険物の規制に関する政令(昭和三十四年九月二十六日政令第三百六号)(抄)

(屋内貯蔵所の基準)

第十条 屋内貯蔵所(次項及び第三項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 電気設備は、前条第一項第十七号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

十四～十五 (略)

(一般取扱所の基準)

第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

(製造所の基準)

第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備(消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。)の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～十六 (略)

十七 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(電気工作物に係る法令)

電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年三月二十七日通商産業省令第五十二号)(抄)

(可燃性のガス等により爆発する危険のある場所における施設の禁止)

第六十九条 次の各号に掲げる場所に施設する電気設備は、通常の使用状態において、当該電気設備が点火源となる爆発又は火災のおそれがないように施設しなければならない。

- 一 可燃性のガス又は引火性物質の蒸気が存在し、点火源の存在により爆発するおそれがある場所
- 二 粉じんが存在し、点火源の存在により爆発するおそれがある場所
- 三 火薬類が存在する場所
- 四 セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質を製造し、又は貯蔵する場所